

## 公立大学法人公立鳥取環境大学大学院研究指導研究費取扱規程

平成24年4月1日

鳥取環境大学規程第100号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)が大学院研究指導担当研究者(以下「大学院研究指導者」という。)に対して配分する大学院研究指導研究費について、その適性かつ効率的な運営及び管理を行うため必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 前条に定める大学院研究指導者は、公立大学法人公立鳥取環境大学研究費管理規程第2条第3項に定める者のうち、大学院学生の研究指導を担当する者をいう。

### (配分額)

第3条 大学院研究指導研究費の各年度における配分額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該年度に指導する大学院生1人につき10万円とする。
  - (2) 指導する大学院生が長期履修制度を利用する者であるときは、3年履修生は、1人につき前号に規定する額に3分の2を乗じた額、4年履修生は、1人につき前号に規定する額に2分の1を乗じた額とする。ただし、1万円未満は四捨五入する。
- 2 前項の規定にかかわらず、学生数が学生定員を下回る年度については、教育研究審議会の議を経て、配分額を引き下げることができる。

### (研究対象期間)

第4条 大学院研究指導研究費の研究対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (繰り越し)

第5条 大学院研究指導研究費の未執行額は、これを翌年度に繰り越すことはできない。

### (使途)

第6条 大学院研究指導研究費の使途は、配分の算定基礎となった大学院生の研究指導に直接使用されるものに限る。

- 2 大学院研究指導研究費を、本人、共同研究者及び指導対象の大学院生に対する謝金に充当することはできない。

3 工具器具備品など固定資産の購入は、事前に総務課と協議しなければならない。

( 使用の責務 )

第7条 研究者は、法令及び学内規程に従い、適切に使用しなければならない。

2 前項及び前条遵守に疑義がある場合には、事務局はその旨を不正行為防止対策委員会に報告する。不正行為防止対策委員会は、事案を調査した上で審議し、審議結果を理事長に報告するものとする。

( 研究費の返還と予算執行の停止 )

第8条 法令及び学内規程に違反し、理事長が不適切な執行と判断した場合には、不適切な執行と判断した部分の返還を求め、以降の当該年度の大学院研究指導研究費の予算執行を認めない場合がある。

( 物品の帰属 )

第9条 大学院研究指導研究費で購入した物品等は本学に帰属する。

2 これらの物品等は、専任の研究者として本学に在職中は、各自が責任を持って保管し、専用に使用することができるが、退任時には本学に返還しなければならない。

( 交代時の取扱い )

第10条 大学院研究指導研究費の配分を受けた年度の途中で、大学院研究指導者が交代することとなったときは、交代の事由となる事項が生じた日から交代の日の前日までは、原則、大学院研究指導研究費の配分を受けている大学院研究指導者が、交代しようとする大学院研究指導者と協議し、執行する。

2 当該年度において、交代の日以降、未執行額があるときは、交代後の大学院研究指導者がこれを執行する。

( 大学院生異動時の取扱い )

第11条 大学院研究指導研究費配分額の算定基礎となった大学院生に異動があったときは、大学院生の異動の日をもって、次の各号のとおり取り扱うこととする。

( 1 ) 退学 異動の日以降の執行は認めない。

( 2 ) 休学 異動の日以降の執行は認めない。

( 3 ) 復学 当該年度の配分額の上限は、第3条に定める額を月割りし、異動の日以降在籍する月数を乗じた額(1万円未満は四捨五入)とする。この場合、在籍期間に1月に満たない月があるときは、1月とみなす。

( 委任 )

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。